⑵　二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

⑶　本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の８月を目途に公表する。また、４月から９月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

⑷　食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び関係府省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

⑸　その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

９　その他監視指導の実施のために必要な事項

⑴　食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

⑵　検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第１

食　品　群	検査項目※1	項目別件数※2	延検査件数※2
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,300	8,500
	残留農薬	1,300	
	病原微生物	720	
	成分規格等	150	
	放射線照射	30	
	ＳＲＭ除去	4,000	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品（肉類）等	抗菌性物質等	2,200	8,400
	残留農薬	1,200	
	添加物	1,400	
	病原微生物	2,100	
	成分規格等	1,500	
	抗菌性物質等	3,100	
	残留農薬	2,600	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類（エビ、カニ）等	添加物	180	7,810
	病原微生物	1,400	
	成分規格等	500	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品（切り身、乾燥、すり身等）、冷凍食品（水産動物類、魚類）、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,400	17,510
	残留農薬	3,200	
	添加物	1,600	
	病原微生物	4,900	
	成分規格等	3,400	
	放射線照射	10	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	1,500	18,870
	残留農薬	11,700	
	添加物	1,100	
	病原微生物	1,500	
	成分規格等	200	
	カビ毒	2,400	
	遺伝子組換え食品	350	
	放射線照射	120	
農産加工食品 冷凍食品（野菜加工品）、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	300	18,650
	残留農薬	8,400	
	添加物	3,800	
	病原微生物	500	
	成分規格等	2,100	
	カビ毒	3,000	
	遺伝子組換え食品	130	
	放射線照射	420	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	550	5,180
	添加物	3,100	
	成分規格等	630	
	カビ毒	900	